

## 奈良県営水道企業管理規程第三号

水道局  
各課  
出先機関

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

第一条の二第一号ア中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条第三項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項ただし書中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。第十一条第二項及び第四項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）附則第三条第一項若しくは第二項、附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の奈良県水道局就業規程第一条の二第一号アの規定を適用する。